

起業支援型よこらぼ
応募の手引き



令和6年12月

横瀬町まち経営課

はじめに... 「起業支援型よこらば」とは

『日本一チャレンジする町』『日本一チャレンジする人を応援する町』を掲げている横瀬町が2016年に立ち上げた官民連携プラットフォーム『よこらば』は、企業・団体・個人のみなさんが、実施したいプロジェクト・取り組みを、横瀬町をフィールドに実現するための仕組みとして、スタートから8年間で254件の提案、147件の採択（2024年11月現在）という実績を積み重ねてきました。

起業支援型よこらばは、今までのよこらばの次のステップとして、横瀬町で起業したい人を支援するための制度となっています。横瀬町で起業が増えることによって、町の活性化、町に住む人々の元気につながることを期待しています。

1. 制度の概要

起業支援型よこらばは、横瀬町をフィールドに、町の地域資源を活用したり、地域課題等の解決に資するような新しい事業（小規模事業含む）にチャレンジしようとする人に対して、事業の立ち上げから軌道に乗るまでの補助金とフォローアップ伴走の支援を行います。

2. 対象事業

以下のいずれかの条件に合致する事業である必要があります。

- 独自のアイデアによる新たな価値の創出
- 町の地域資源や地域特性の活用
- 社会的な課題や町の地域課題の解決

（事業例）

- ・町の空き家を活用した飲食店や宿泊施設、交流施設の運営
- ・町の地域資源を活用した商品開発やサービス提供
- ・獣害対策（地域課題）のための事業
- ・既存事業を継承した新たな事業（事業継承）

3. 補助の種類

起業支援型よこらばは、大きく2つのメニューに分かれます。それぞれで応募条件、支援内容などが異なります。

なお、補助金はその使用用途について制限する性質のものではありません。

種類	対象・条件	補助金額	提出書類
創業支援	町内での創業（個人事業主・法人登記は問わない）	1年目 50万円 2年目 30万円 3年目 20万円 （総額100万円）	①応募申込書 ②事業計画書 ③資金計画書 ④収支予算書
新規事業応援	横瀬町及び秩父市、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村の中小企業者※が町内で新規事業を立ち上げる	横瀬町 30万円 横瀬町以外 20万円	

※中小企業者の定義（中小企業基本法第2条第1項）

主たる業種	資本金	従業員数
製造業・建設業・運輸業など	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業（飲食業を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

4. 応募から事業開始までの流れ

計画策定…起業には様々な知識が必要です。不安がある方は、役場振興課（商工担当）や秩父商工会議所などに相談し、助言を受けるなどしてしっかりと計画を練ってください。

応募…応募はよこらばHPにあるフォームからすることができます。また、応募に必要な書類も同HPからダウンロードすることができます。なお、応募締め切りは毎月25日までとなっており、それ以降は翌月分扱いで受け付けます。

審査…審査は2段階に分かれます。

一次審査：書類審査－提出いただいた書類の内容を、運営事務局で審査します。

二次審査：プレゼンテーション－書類審査に通過した方は、横瀬町役場にて開催される審査会で10分間のプレゼンテーションを行っていただきます。なお、審査会は原則として応募締切日の翌月下旬に行われます。

採択…審査会での厳正なる選考の結果、採択となった案件については、関係者を交えたキックオフ会議にご参加いただき、事業開始までの流れを確認させていただきます。

起業…創業／新規事業立ち上げまで、町や秩父商工会議所が伴走支援を行います。

補助金交付…起業確認後、補助金申請に基づき補助金を交付します。

伴走支援…事業が軌道に乗るまで、継続的に伴走支援を行います。

5. 応募書類

① 応募申込書（創業／新規事業共通）

応募申込書に記載する応募者情報は、採択後の補助金交付の申請者情報と突合しますので、必ず一致するようにしてください。

② 事業計画書（創業／新規事業共通）

各項目に沿って、できるだけ具体的に記入してください。

③ 資金計画書（創業／新規事業共通）

創業できる資金が確保できることを確認します。ファイルには記載例もありますので、参考にしてください。

④ 収支計画書（創業／新規事業共通）

事業全体の3カ年の収支計画を記入してください。ファイルには記載例もありますので、参考にしてください。

⑤ その他（任意）

具体的に起業内容を紹介できる資料があれば、一緒に提出してください。

なお、応募書類について不備や不明点などがあった場合には、町から電話又はメールにて連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6. 応募方法

応募はよこらぼ HP にある応募フォームより、24 時間受け付けております。

URL : https://yokolab.jp/about-us/kigyoshiengata_yokolab/

7. 一次審査（書類審査）

応募書類を運営事務局で確認し、同意事項に反していないか、実現性からかけ離れていないかなどの観点で審査を行います。

8. 二次審査（プレゼンテーション）

一次審査を通過した方は、二次審査として審査会でプレゼンテーションを行っていただきます。応募の内容や事業にかける熱い想いをぶつけてください。審査会は毎月下旬に行われます。会場は原則として横瀬町役場で開催し、審査会は非公開とします。また、審査会の流れは次のとおりです。

(1) プレゼンテーション

制限時間 10 分として、プレゼンテーションを行っていただきます。パソコンの使用も可能です。

(2) 質疑応答

プレゼンテーション終了後、プレゼンテーション及び提出書類の内容について審査

員などから質疑応答があります。時間としては10分程度です。

9. 審査項目

審査員による審査項目では、次のような観点で採点を行います。

分類	項目
熱意	創業／新規事業の目的と意義が事業計画書の内容と合致しているか 提案者からの熱意が伝わってくるか 等
地域性 社会性	町の地域資源や地域特性を活用できているか 町が抱える地域課題、ひいては社会課題の解決につながるものか 等
実現性	販売戦略は現実的な計画になっているか 資金計画書・収支計画書は妥当か 等
独自性	市場分析がされた上で、競合他社との違いや強みは明確になっているか 事業の新規性・独創性、目新しさがあるか 等
経営資源	経営に必要な資源（経験、ノウハウ、知識、人脈）を有しているか 等
継続性	3年以上に渡り事業が継続できそうな見込みがあるか 等
課題	事業を実施する上での課題とその対応策が考えられているか 等

10. 採択後の流れ

厳正なる審査の結果、採択となった提案については、一般的に次のような流れとなります。

(1) キックオフミーティング

町のよこらば担当者、商工担当者、秩父商工会議所職員などが同席し、キックオフミーティングを実施します。起業に向けたその後の具体的な流れや、必要な伴走支援の内容、町への支援希望内容などを確認します。

(2) 起業（創業／新規事業立ち上げ）

補助金交付条件は、ケースによって若干異なります。

*創業（法人）の場合：法務局にて法人登記が完了し、登記簿謄本が発行されること。

*創業（個人事業主）の場合：開業届を税務署に提出すること。

*新規事業立ち上げの場合：町で新規事業の開始が確認できたこと（例：店舗の開業、商品の生産開始など）。

(3) 補助金の交付

起業完了後は、提案者の申請に基づき、補助金が請求可能です。補助金の交付については、別途『横瀬町中小企業経営基盤強化支援補助金交付要綱』に沿った申請が必要となります。詳しくは、町振興課商工担当までお問い合わせください。

なお、創業の場合は最大3年間補助金を交付しますが、2年目以降については、現に事業を継続していることが条件となります（廃業になった場合は以降の補助金の交

付を受けられません)。

(4) 伴走支援

起業後も、事業が継続できるものとなるよう、町商工担当、秩父商工会議所による継続的な伴走支援を行います。また、中小企業診断士との面談では、経営状況の分析や経営改善提案だけではなく、マーケティング支援や資金調達支援、補助金関連の情報提供など、幅広い支援が受けられますので、ぜひ活用してください。

11. 町への協力

採択者の皆様には、町を活性化していく仲間として、継続的に協力し合い、時には採択者同士で交流したり、時には後発の起業のサポートやアドバイスをしたりと、温かい人の輪がたくさんある町となるようご協力をお願いします。

12. 問い合わせ先

起業支援型よこらば全般に関すること

横瀬町 まち経営課 連携推進室

電話：0494-25-0112

メール：machikei@town.yokoze.saitama.jp

補助金の内容・申請に関すること

横瀬町 振興課 商工担当

電話：0494-25-0114

メール：shinkou@town.yokoze.saitama.jp